

番号	令和5年度(委託)第7号	仕様書
件名	名張市立病院等警備保安業務委託	
場所	名張市 百合が丘西1-178ほか 地内	
金額	年額 円(税額 円)	
期間	令和5年7月1日から令和8年6月30日まで【長期継続契約】	
概要		
対象施設 ・名張市立病院 ・名張市立病院看護師宿舎 ・名張市立病院院内託児所		

## 令和5年度名張市立病院等警備保安業務委託

内訳							
項目	金額(円)	職種	単価(円／時)	勤務時間(時間)		稼働日数(日)	人数(人)
警備保安業務委託		警備責任者・担当員 平日日中A		8.00	8:00～18:00	243	1
		平日時間外A		2.00		243	1
		平日夜間A		4.00	18:00～22:00	243	1
		平日夜間B		4.00	18:00～22:00	243	1
		平日深夜A・B		7.00	22:00～5:00	243	2
		平日早朝A・B		3.00	5:00～8:00	243	2
		駐車場警備員		3.00	9:00～12:00	243	1
		警備責任者・担当員 土日祝日・年末年始日中		8.00	8:00～18:00	122	2
		土日祝日・年末年始時間外		2.00		122	2
		土日祝日・年末年始夜間		4.00	18:00～22:00	122	2
		土日祝日・年末年始深夜		7.00	22:00～5:00	122	2
		土日祝日・年末年始早朝		3.00	5:00～8:00	122	2
小計							
経費等(管理費、材料費等)							
合計委託料							
消費税(10%)							
総合計(年額)							

## 仕様書

番 号 令和 5 年度（委託）第 7 号

件 名 名張市立病院等警備保安業務委託

場 所 名張市 百合が丘西 1-178 ほか 地内

期 間 令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日まで【長期継続契約】

### 1 警備対象

- (1) 名張市立病院
- (2) 名張市立病院看護師宿舎
- (3) 名張市立病院院内託児所

### 2 警備目的

病院等の特殊性に配慮して、警備業法並びに安全管理規定を遵守し、病院等において発生する火災・不正・不法行為・その他災害の予防・防止・早期発見・排除を行うものとする。

災害発生時は、迅速な処理のもとに、被害の拡大防止と患者及び病院等職員の安全と財産の維持確保を図ることにより、名張市立病院等の円滑な運営に寄与するものとする。

### 3 警備方式

施設警備業務

### 4 業務時間及び人員配置

- (1) 名張市立病院 1 階防災センターを警備本部とし、警備本部を拠点に警備担当員を配置するものとする。ただし、警備担当員のうち 1 名を現場の警備責任者、1 名を駐車場警備員として配置すること。

なお、配置される警備担当員は、警備業法第 14 条に定める警備員の制限に該当しないこと。また、発注者との協議窓口となり、警備責任者及び警備担当者へ指導監督する受託責任者を自社に置くこと。

また、業務時間・配置人員は次のとおりとする。なお、午後 10 時から午前 5 時までの時間帯においては、宿直態勢になるため、原則 3 時間の交代で仮眠をすること。

[平日]

警備責任者、担当員	防災センター、巡回、緊急対処業務	24時間 18:00～翌朝8:00	1名 1名
警備担当員 (駐車場警備)	警備・誘導・案内	平日9:00～12:00	1名

[土日祝日・年末年始]

警備責任者、担当員	防災センター、巡回、緊急対処業務	24時間	2名
-----------	------------------	------	----

(2) 基本配置は、警備上の環境変化に対応して運用を行うものとする。

## 5 服装及び装具

- (1) 服装は、受注者の制服・制帽を着用するものとする。(巡回時には必ず制帽を着用すること)
- (2) 警笛は常時携帯し、必要により特殊警棒を携帯するものとする。

## 6 受託責任者・警備責任者・警備担当員・駐車場警備員の業務

警備目的を遂行するために、次の業務を行うものとする。

- (1) 受託責任者
- a 防災センター全体の業務を完全に掌握し、警備責任者・警備担当者へ指導監督することにより、効果的かつ満足できる業務の提供を行う。
  - b 発注者と受託会社側との協議窓口となり、密接な情報交換を行い警備効率を高めること。
- (2) 警備責任者
- a 「常駐指令書」に基づく業務の統括管理
    - ・ 警備担当員の業務を完全に掌握し、警備担当員を指導監督することにより、効果的、かつ満足な業務の提供を行うものとする。
- (3) 受託責任者・警備責任者
- ア 警備担当員に対する教育・人材育成・士気の高揚
    - ・ 教育にあたっては、警備担当員の人格を尊重し、個人能力を把握して適切に行うものとする。
    - ・ 警備担当員を立派な人材に育成することに誠心誠意努め、全力を傾注するものとする。

- ・ 警備担当員の士気の高揚を図り、職業意識を十分に持たせるものとする。
- ・ 警備責任者・警備担当員が行う業務全般について、徹底を図る義務を負う。
- ・ 発注者と密接な情報交換を行い、警備効率を高めるものとする。

(4) 警備責任者・警備担当員

ア 緊急事態発生時の指示と報告

- (ア) 安全を提供する最高責任者として、常に冷静沈着な判断と行動で事態に適合した処置を講ずるものとする。
- (イ) 機械警備システム及び防犯警備のオペレーション
  - ・各種異常信号の分析を行うものとする。
  - ・必要によりセット解除を行うものとする。
  - ・異常発生箇所を最寄りのナースステーション、もしくは発注者等に連絡し点検を要請するものとする。
  - ・緊急的な対処が必要とされると判断した場合は、速やかに関係部署に対処の指示を行うものとし、巡回中は巡回者に指示するものとする。
  - ・I T Vによるモニター監視を行い、不法侵入者等の早期発見を行うものとする。

イ 防災監視設備発報時の対応

- ・防災監視盤に表示される各種警報・信号を分析する。
- ・異常発生箇所を最寄りのナースステーション、もしくは発注者等に連絡し、点検を要請するものとする。
- ・緊急的な対処が必要とされると判断した場合は、速やかに対処し、関係先に連絡指示するものとする。
- ・事故の拡大防止・応急処置を行うために必要な操作(非常放送)を行うものとする。
- ・公的機関への通報及び発注者の定める緊急連絡先に連絡するものとする。
- ・災害発生時、発注者が設置する災害対策本部に編入して、諸事項に対応するものとする。

ウ 鍵の保管管理

- ・防災センターに保管する鍵は、発注者から受領し、適切な方法により保管するものとする。

エ 記録と報告

- (ア) 安全に関する全ての問題を積極的に検討処理し、防災センターの運営に積極的に反映させ、良好な業務を提供し、発注者との情報交換を密にし、円滑な業務の推進に努めるものとする。
- (イ) 安全を阻害する要因は流動的で浮遊するものであり、自主的・積極的に排除するためには提言・助言を行うものとする。
- (ウ) 記録と報告は受注者が規定する警備日誌により、定期的に発注者に報告するも

のとする。

(5) 出入管理業務(名張市立病院のみ)

ア 配置場所 防災センター

イ 主業務

(ア) 出入管理・案内及び郵便物等の受取りを行うものとする。

(イ) 入院家族、お見舞い訪問者等の出入管理を行うものとする。なお、毎日 2 時から翌朝 6 時までは、自動扉規制を行っているため、不審者等の入室に 対処すること。

(ウ) 館内各所からの問い合わせ、要件についての対応を行うものとする。

(エ) 鍵貸出は、所定の手続きにより行うものとする。

(オ) 遺失物・拾得物の取扱いは、別途定めるものとする。

(カ) 出入管理業務は、入院者リストを確認の上で実施するものとする。

(キ) 常に発注者との調整を密に図るものとする。

(ク) 時間外(18:00～翌 8:00)、閉院日(土曜日・日曜日・祝日・年末年始)における業務

(留意事項)

a 救急患者対応業務

防災における「救急患者」対応マニュアルに沿って実施すること。

b 電話交換業務

救急外来の輪番日・非輪番日での対応の違いを把握し、防災センター電話対応マニュアルを熟知するとともに、委託業者ではなく病院職員として対応していることを念頭に 対処すること。

c 非常勤救急外来応援医師対応業務

来院時には待機場所のカギ貸出しと案内を行うとともに、帰宅時にはタクシーが必要な医師にはタクシーの手配と発注者からの要望があった場合チケットの手渡しを行うこと。

d 院内放送業務

時間外等の患者呼び出し放送等の依頼を受けた場合や、駐車車両の呼び出し等が必要な場合は、誰もが聞き取りやすい口調でスムーズに対処すること。

(6) 緊急対処業務

ア 配置場所 防災センター

イ 主業務

(ア) 緊急対処者は現場に急行し、状況を確認の上、関係部署に状況報告を行い、被害の拡大防止等の適切な処置を行うものとする。

#### (イ) 留意事項

- ・ 不審者・潜伏者・不法侵入者・不正入館者を発見した場合は、安易に近づかず相手を威嚇するものとする。逃走した場合は、逃走方向・人相・着衣・その他の特徴をメモするものとする。
- ・ 病院の秩序及び職務遂行を損なう恐れのある暴行・脅し・威迫等の行為に対しては、毅然とした態度と万全の注意のもと、応対・制止・記録・通報・その他必要な安全措置を講じる。
- ・ 不審物を発見した場合は、「触るな」「踏むな」「蹴飛ばすな」の原則に基づき対処するものとする。
- ・ 非常通報があった場合、通報した部屋には飛び込まずに、一旦入口で中の様子を伺ってから、緊急対処を行うものとする。
- ・ 消防設備監視盤等の発報は、実報か誤報かを第一に報告すること。
- ・ 機械警備システムの侵入異常に際しては、自分自身の行動を秘匿し、対処すること。
- ・ 火災、地震、その他緊急対処は、対処目的を理解してから行うものとする。

#### (7) 緊急事態発生時の処置等

##### ア 自衛消防隊組織

- ・ 病院の運営に重大な影響を与える火災、自然災害及び事故から人命及び財産を守り、円滑な運営を行うために病院内に自衛消防隊を組織するものとする。  
ただし、夜間・休日における自衛消防隊の責任者は警備責任者又は警備担当員とする。
- ・ 警備担当員の内1名以上、消防法施行令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防業務講習課程を修了した者とする。

##### イ 火災発生

- ・ 火災報知設備または発見者からの通報により、火災発生の連絡を受けた場合は迅速に現場対応を行い、状況の確認及び初期消火を行うと共に発注者(夜間・休日の場合は発注者の緊急連絡先)及び受注者の責任者へ報告するものとする。
- ・ 火災時は自衛消防隊を組織し、防災センターを本部とし、状況の把握と防御上の指揮命令・報告・連絡体制の確保にあたると共に、119番通報を行うものとする。
- ・ 自衛消防隊の活動により、人命の尊重を最優先した避難誘導・防護・救護・消火・非常持ち出し・通報・連絡にあたるものとする。
- ・ 消防本部消防隊が到着した時は、状況報告を行い、消防活動に委ねるものとする。

##### ウ 犯罪等発生

- ・ 機械警備システムまたは発注者からの通報により、犯罪等発生の連絡を受けた場合は、迅速に現場対応を行い、状況の確認を行うと共に発注者(夜間・休日の場合は発注者の緊急連絡先)及び受注者の責任者へ報告するものとする。
- ・ 犯罪の発生を確認した場合は、人命救護・現場保存・被害拡大防止のために、防災センターを本部とし、実態把握を行うと共に、必要に応じて110番通報を行うものとする。
- ・ 警察官が到着した場合は、状況報告を行い、警察活動に委ねるものとする。

**エ 爆破予告**

- ・ 爆破予告を受けた場合は、発注者(夜間・休日の場合は発注者の緊急連絡先)と調整の上で110番通報を行い、受注者の責任者へも報告するものとする。館内の検索点検は、警察署の指示に従うものとする。
- ・ 警察官が到着した場合は、状況報告を行い、警察活動に委ねるものとする。

**オ 地震発生**

- ・ 地震等により漏水等の被害が発生した場合は、防災センターを本部とし、関係部門と連携して状況の把握と止水等の応急処置を行うと共に、発注者(夜間・休日の場合は発注者の緊急連絡先)及び受注者の責任者へ報告するものとする。  
なお、震度5弱以上の場合は、防災センター内ガス緊急遮断弁を操作すること。
- ・ 自衛消防隊の活動により、人命の尊重を最優先した避難誘導・防護・救護・止水・非常持ち出し・通報・連絡に努めるものとする。

**カ 病院施設の事故発生**

- ・ 病院施設の事故発生時は、関係部署と連携して、被害の拡大防止・人命尊重に努め、発注者(夜間・休日の場合は発注者の緊急連絡先)及び受注者の責任者へ報告するものとする。

**キ バックアップ体制**

- ・ 防災センターは、受注者側の関係部署と常に連携を保ち、緊急事態発生に際しては、人命の尊重を最優先に適切な避難誘導を行うと共に、事態に適合した処置を講ずるものとする。
- ・ 受注者側の関係部署は、的確な判断に基づいて防災センターへの指示・応援・その他関係機関への通報等・適切な処置を行い、被害の拡大防止に努めるものとする。

**(8) 巡回点検**

**ア 配置場所** 名張市立病院院内及び外周  
名張市立病院看護師宿舎・院内託児所外周

**イ 巡回時間** 22：10～ 外周（病院のみ）、院内（地下、1階）  
0：00～ 外周（病院・看護師宿舎）

院内（地下、1階～5階）

5：30～ 院内（地下、1階）

- ・日毎に多少時間をずらして巡回し、適宜逆廻りの巡回も行う。

ウ 館内全域の安全確認

- ・火災、不法行為等の予防・早期発見及びその処置
- ・火災報知機、非常口誘導灯等のランプ等の点検確認
- ・防火戸、防火シャッター、非常口及び階段等の機能障害となる状態の発見及びその排除
- ・火災誘発状態の早期発見及びその処置
- ・消火器、補助散水栓等の消防用設備の管理状態の確認
- ・電気器具の安全確認及び応急処置
- ・喫煙室等での煙草の後始末状態の点検及びその処置
- ・危険物、可燃物の管理状況確認
- ・冷暖房器具の停止、無人箇所の消灯確認及びその応急処置
- ・水栓の点検及び水漏れ等建物の点検及びその応急処置
- ・各出入口（電気錠含む）、窓、扉等の破損状況の点検及び応急処置
- ・不法侵入者、不審徘徊者、潜伏者等の早期発見及びその排除
- ・送水口前、救急出入口等の緊急車両使用場所での駐車車両の早期発見及びその排除
- ・不審車はナンバーを記録する
- ・その他異常の有無について点検、確認及びその処置

（9）駐車場警備員

- ・駐車場等管理業務を行うこと。
- ・駐車場の空き状況の把握、及び誘導を行うこと。
- ・第1駐車場が満車の際には第2・3駐車場へ誘導すること。
- ・駐車外スペースへ駐車しないよう監視をすること。駐車した場合は速やかに移動するように運転手に伝え、移動させること。（特に救急車停車場所の確保を図る。）
- ・歩行者の安全を配慮して、車両を誘導すること。
- ・車両については一般車両の他にタクシー、自転車等すべての車両を対象とすること。

（10）警備要員に関する必要条件

- ア 警備責任者は、責任者としての自覚を有すること。
- イ 警備要員の退職、採用、補充等異動の際には事前に発注者に届けること
- ウ 警備責任者・警備担当員は、自社の社員をあてること。契約開始時又は警備要員

に異動があった際には雇用保険の写し及び健康保険証の写しを発注者へ提出すること。

エ 当該委託業務を担当する営業所において、「施設警備業務」の種別における警備業法第22条に基づく警備員指導教育責任者が選任されていること。契約時に資格者証の写し及び雇用を確認できる書類を発注者へ提出すること。また、警備員指導教育責任者に変更が生じた場合も同様とする。

オ 勤務を行う上で労働基準法、その他関係法令に適した勤務体制を行うこと。

また、勤務日程表（勤務シフト）を勤務開始の1週間前までに発注者へ提出すること。

カ 警備担当員の内1名以上、消防法施行令第4条の2の8第3項第1号に規定する自衛消防業務講習課程を修了した者とする。契約開始時及び自衛消防業務講習課程修了時には修了証の写しを発注者へ提出すること。

## 7 巡察・監査

受託責任者及び警備員指導教育責任者による巡察・監査を定期的に行い、警備状況の実態を査察し、万全の警備を提供するために指導教育（国家公安委員会規則に定められた教育）を行うものとする。なお、指導教育を行った旨を警備日誌等により発注者へ報告すること。

## 8 秘密の保持・個人情報保護

- (1) 受注者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等を遵守し、個人情報保護の重要性を認識し、契約に基づく本業務の実施に際して知り得た個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を認識できるもの、又は他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものをいう。以下同じ。)については厳重に管理し、第三者に開示、提供、漏洩してはならない。
- (2) 受注者は、個人情報の適切な保護を図るため、自己の組織内に情報管理責任者を設置し、充分な安全管理措置を講ずる。
- (3) 受注者は、契約の履行に必要な範囲を超えて、個人情報を加工、利用、複写、複製を行わない。
- (4) 受注者は、発注者の求めがある場合は、受注者において個人情報が適切に管理され、また、契約書の内容が遵守されていることを発注者に対して報告しなければならない。なお、個人情報の紛失、漏洩、破壊、改ざん等の事故が生じた場合には、速やかに発注者に報告をするものとする。
- (5) 受注者が本業務の遂行にあたり、受注者の責に帰すべき事由により個人情報の漏

洩、破壊、改ざん等が発生し発注者に損害が生じた場合には、受注者が賠償の責を負うものとし、賠償の程度、方法については発注者受注者協議のうえ決定する。

- (6) 受注者は、契約に基づく安全管理措置の内容を、自己の全ての職員が、在職中、退職後を通じて遵守することを保証する。
- (7) その他、個人情報保護に関して必要と認められる事項は、個人情報の保護に関する法律に基づき、発注者受注者協議して定める。
- (8) 契約期間終了後も引き続き効力を有する。

## 9 協定事項

- (1) 警備主要業務における業務詳細は、防災センター運営マニュアル等に記載する。
- (2) その他警備上の必要事項が発生した場合は、その都度協議の上、取り決める。

## 10 契約の解除

- (1) 発注者は、次の各号に掲げる場合には、本契約を解除することができる。
  - ① 受注者が本契約の条項に違反し、又は本契約に関し発注者に損害を及ぼしたとき。
  - ② 発注者において、受注者が本契約を履行する見込みがないと認めたとき。
  - ③ 受注者が契約の解除を請求し、その事由が正当と発注者が認めたとき。
- (2) 発注者が本契約の条項に違反し契約の履行が不能になったときは、受注者は本契約を解除することができる。

## 11 支払い条件

- (1) 契約締結日から令和5年6月30日までは準備期間とし、支払いはないものとする。
- (2) 支払い回数は年4回払いとし、発注者は受注者からの請求により請求日から30日以内に支払うものとする。

## 12 その他

- (1) 受注者は、委託業務の全部または、一部を第三者に委託してはならない。
- (2) 本契約満了時に受注者が交代する場合は、次の受注者へ引き継ぎを行うこと。なお、引き継ぎの費用は支払われないものとする。
- (3) この発注案件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除できるものとする。
- (4) この仕様書に疑義が生じた場合については、双方協議により定める。